

# 事業税

事業税は、道路、港湾などの県の施設を利用して収益活動を行っている事業に対し、その事業を行っている人に、これらの施設に必要な経費を負担していただくもので、個人に対するものと法人に対するものがあります。

## 個人の事業税

### ●納める人

次の事業をしている人で県内に事務所または事業所のある人

### ●納める額

事業の種類				納める額	
第1種事業	物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業	課税所得の 5%
	不動産貸付業	製造業	電気供給業	土石採取業	
	電気通信事業 <small>(放送事業を含む)</small>	運送業	運送取扱業	船舶ていけい場業	
	倉庫業	駐車場業	請負業	印刷業	
	出版業	写真業	席貸業	旅館業	
	料理店業	飲食店業	周旋業	代理業	
	仲立業	問屋業	両替業	公衆浴場業 <small>(温泉・むし風呂等特殊な浴場)</small>	
	演劇興行業	遊技場業	遊覧所業	商品取引業	
	不動産売買業	広告業	興信所業	案内業	
	冠婚葬祭業				
	第2種事業	畜産業	水産業	薪炭製造業	
第3種事業	医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業	課税所得の 5%
	弁護士業	司法書士業	行政書士業	公証人業	
	弁理士業	税理士業	公認会計士業	計理士業	
	社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業	不動産鑑定業	
	デザイン業	諸芸師匠業	理容業	美容業	
	クリーニング業	公衆浴場業 <small>(第1種以外のもの)</small>	歯科衛生士業	歯科技工士業	
	測量士業	土地家屋調査士業	海事代理士業	印刷製版業	
	あん摩・マッサージまたは指圧・はり・きゅう・ 柔道整復・その他の医業に類する事業	装蹄師業		課税所得の 3%	

### ●個人事業税の計算方法

$$\begin{aligned}
 & \boxed{\text{前年の事業の総収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} - \boxed{\text{青色事業専従者控除 又は 事業専従者控除}} = \boxed{\text{所得金額}} \\
 & \left( \boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{各種の控除}} - \boxed{\text{事業主控除}} \right) \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}
 \end{aligned}$$

- ・所得金額の計算は、原則として所得税における事業所得及び不動産所得の計算と同じです。ただし、個人事業税では所得税における「青色申告特別控除」の適用はありません。
- ・年の途中で事業を廃止した場合は、事業を廃止した年の1月1日から事業を廃止した日までの事業の所得が対象になります。

## ●申告と納税

## 申告

- 3月15日までに前年中の所得を県税事務所に申告しなければなりません、  
 [ ・所得税の確定申告書を税務署に提出した人  
 ・県民税・市町村民税の申告書を市役所または町村役場に提出した人 ] は、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。  
 ただし、年の途中で事業をやめた人は、やめた日から1ヶ月以内(死亡により事業をやめたときは4ヶ月以内)に県税事務所に申告することになっています。
- 新たに事業をはじめた人は、翌月の10日までに開業届を県税事務所に提出することになっています。

## 納税

- 県税事務所が送付する納税通知書により、8月31日まで(第1期分)、11月30日まで(第2期分)の2回に分けて(年税額が1万円以下の場合、8月31日までに全額)納めることになっています。

## ●控除の種類

種類	内容
専従者控除	<p>事業主と生計を一にする15歳以上の親族が、専らその事業に従事するときは、次の金額が必要経費となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青色事業専従者・・・支払給与額</li> <li>・白色事業専従者・・・事業専従者1人について次のいずれか低い方の金額               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)50万円(配偶者である事業専従者は86万円)</li> <li>(2)事業専従者控除前の所得金額÷(事業専従者数+1)</li> </ul> </li> </ul>
各種の控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損失の繰越控除(青色申告者のみ)</li> </ul> <p>事業所得の損失は、その損失が生じた翌年から3年間にわたって控除できます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災事業用資産の損失の繰越控除</li> </ul> <p>震災・風水害・火災などの災害により事業用資産に被害を受けた場合には、その損失が生じた翌年から3年間にわたって控除できます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用資産の譲渡損失の控除</li> </ul> <p>事業に使っていた機械・工具・車両などを譲渡したために生じた損失額についても控除できます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用資産の譲渡損失の繰越控除(青色申告者のみ)</li> </ul> <p>事業に使っていた機械・工具・車両などを譲渡したために生じた損失額について、損失が生じた翌年から3年間にわたって繰越控除できます。</p>
事業主控除	<p>290万円          (事業期間が1年に満たない場合は月割額とし、月割額で千円未満の端数があるときは千円未満を切り上げる。)</p>

個人事業税の納税には便利な口座振替制度があります。  
 (詳しくは、47ページを参照してください。)

# 法人の事業税

## ●納める人

- 事業を行っている法人で、県内に事務所または事業所のあるもの
- 法人ではない社団または財団で、代表者または管理者の定めがあり、かつ、収益事業を行っているもの
- 法人課税信託の引受を行うもの

## ●納める額

法人の種類別		所得等の区分		税率			
				平成20年10月1日以後平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日以後平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日以後平成28年3月31日までに開始する事業年度	
所得・清算所得を課税標準とする法人	普通法人等	所得割	軽減適用税率人	年400万円以下の所得	2.7%	3.4%	3.4%
			軽減適用税率人	年400万円を超え年800万円以下の所得	4.0%	5.1%	5.1%
			軽減適用税率人	年800万円を超える所得及び清算所得(※2)	5.3%	6.7%	6.7%
		軽減税率不適用法人(※3)の所得及び清算所得(※2)	5.3%	6.7%	6.7%		
	特別法人(※1)	所得割	軽減適用税率人	年400万円以下の所得	2.7%	3.4%	3.4%
			軽減適用税率人	年400万円を超える所得及び清算所得(※2)	3.6%	4.6%	4.6%
軽減税率不適用法人(※3)の所得及び清算所得(※2)			3.6%	4.6%	4.6%		
収入金額を課税標準とする法人	電気・ガス供給業、保険業を行う法人	収入割		0.7%	0.9%	0.9%	
外形標準課税法人	資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える法人(公益法人、特別法人、人格のない社団等、投資法人及び特定目会社を除く。)	所得割	軽減適用税率人	年400万円以下の所得	1.5%	2.2%	1.6%
			軽減適用税率人	年400万円を超え年800万円以下の所得	2.2%	3.2%	2.3%
			軽減適用税率人	年800万円を超える所得及び清算所得(※2)	2.9%	4.3%	3.1%
			軽減税率不適用法人(※3)の所得及び清算所得(※2)	2.9%	4.3%	3.1%	
		付加価値割(※4)	0.48%	0.48%	0.72%		
		資本割(※5)	0.2%	0.2%	0.3%		

(注) 特別法人のうち、特定の協同組合等の年10億円超の所得に係る税率は、平成20年9月30日以前に開始した事業年度が7.9%、平成20年10月1日以後平成26年9月30日までに開始する事業年度が4.3%、平成26年10月1日以後に開始する事業年度が5.5%となります。

(※1) 医療法人、協同組合などの法人。

(※2) 平成22年10月1日以後に解散した法人については、清算所得課税を廃止し、通常の所得課税となります。

(※3) 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、かつ3県以上の都道府県に事務所等を有する法人。

(※4) 付加価値割の課税標準額 = (報酬給与額) + (純支払利子) + (純支払賃借料) ± (単年度損益)

※報酬給与額が収益配分額(報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料)の70%を超える場合には、当該超える額を収益配分額から控除します。

(※5) 資本割の課税標準額 = 「資本金等の額」(平成27年4月1日以後開始する事業年度の「資本金等の額」については、法人の県民税均等割の税率区分となる「資本金等の額」と同じ)

一定の持株会社については、資本金等の額から、当該資本金等の額に総資産に占める子会社株式の帳簿価額の割合を乗じて得た金額を控除します。また、資本金等の額は、下表の「資本金等の額」の区分に応じ、それぞれ各欄の算入率を乗じて得た額の合計額となります。

資本金等の額	算入率
1千億円以下の部分	100%
1千億円超、5千億円以下の部分	50%
5千億円超、1兆円以下の部分	25%
1兆円超の部分	0%

### 【計算例】

・資本金等の額が7千億円の場合

〈1千億円以下の部分〉 1千億円 × 100% = 1,000億円  
 〈1千億円超、5千億円以下の部分〉 4千億円 × 50% = 2,000億円  
 〈5千億円超、1兆円以下の部分〉 2千億円 × 25% = 500億円

合計 3,500億円

●申告と納税

法人の県民税と同じ時期に、申告と同時に納めることになっています。2以上の都道府県に事務所または事業所を持っている法人は、所得金額または収入金額を次の基準により各都道府県ごとに分けて申告しなければなりません。(申告と納税の時期については、法人の県民税「申告と納税」を参照して下さい。(ただし、外形標準課税法人の場合は、法人の県民税の中間申告の義務がない法人であっても、事業税の中間申告義務は発生します。))

※会計監査人の監査を要する等のため期末から2ヶ月以内に決算が確定しない常況にある法人は、主たる事務所所在地の都道府県知事の承認を受けて期限を1ヶ月(連結法人は2ヶ月)延長して申告納付することができます。

●分割基準

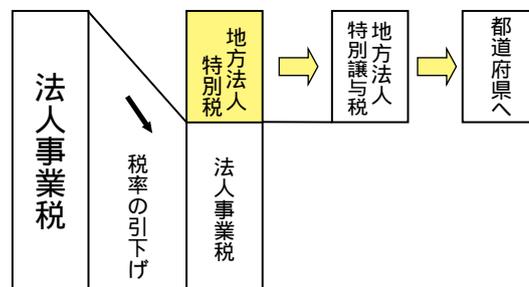
2以上の都道府県に事務所または事業所を設けて事業を行う法人は、下記の分割基準により関係都道府県ごとに課税標準額の総額を分割し、その分割した額を課税標準として事業税を算出します。

事業	分割基準
非製造業	課税標準の1/2:事務所等の数 課税標準の1/2:従業者数
製造業	事務所等の従業者数(資本金等の額が1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍)
電気供給業	課税標準の3/4:事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4:事務所等の固定資産の価額
ガス供給業、倉庫業	事務所等の固定資産の価額
鉄道事業、軌道事業	事務所等が所在する道府県の軌道延長キロメートル数

地方法人特別税

●税の仕組み

平成20年度税制改正により、地域間の税源偏在を是正するための暫定措置として、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に譲与することとなりました。



●納める人

法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者

●納める額

法人事業税額(標準税率により計算した所得割額又は収入割額) × 税率  
(税率)

課税標準	法人の種類	税率		
		平成20年10月1日以後 平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日以後 平成27年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日以後 平成28年3月31日までに開始する事業年度
法人事業税所得割額	外形標準課税法人以外の法人	81%	43.2%	43.2%
	外形標準課税法人	148%	67.4%	93.5%
法人事業税収入割額	-	81%	43.2%	43.2%

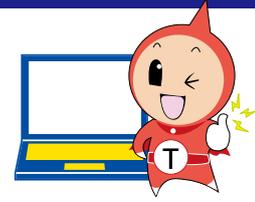
●申告と納税

地方法人特別税は、国税ですが、法人事業税と一緒に、都道府県に対し申告納付を行います。

# 法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の電子申告・申請・届出サービス



をご利用ください！

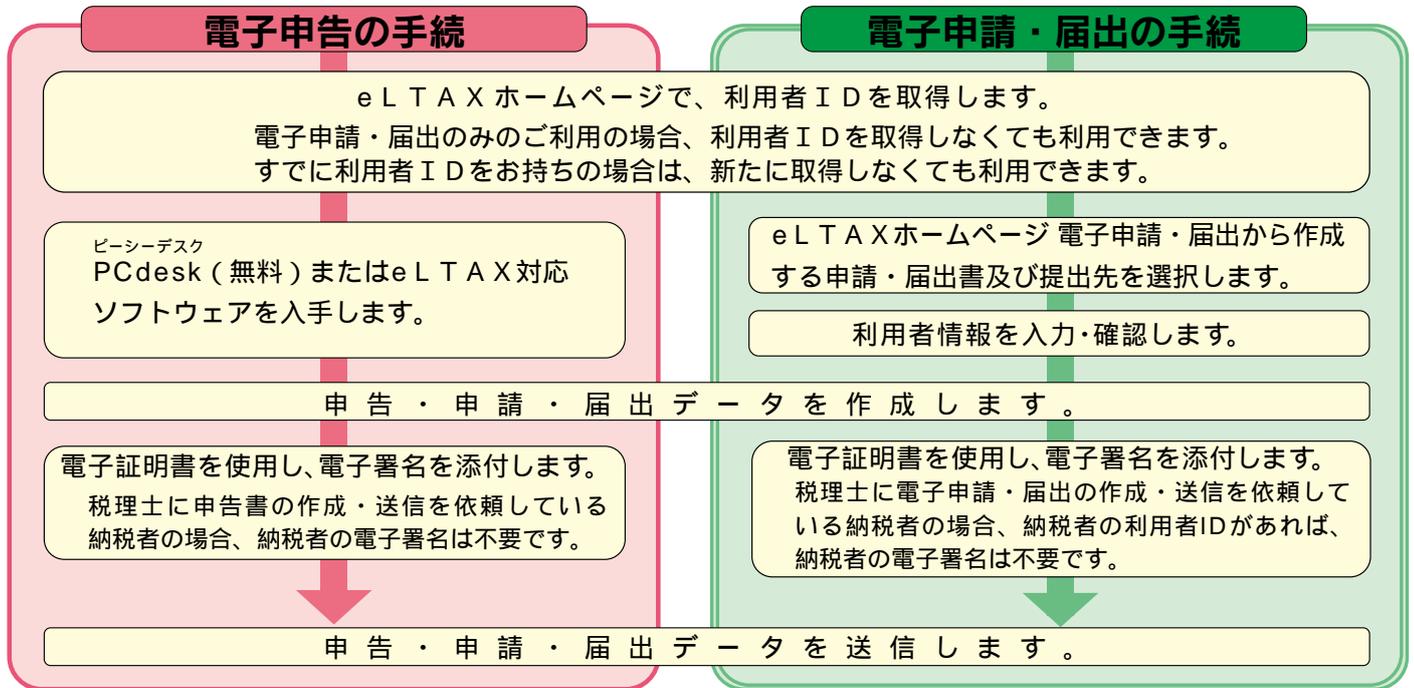


福岡県では、インターネットによる法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の電子申告・申請・届出の受付を行っております。

## ◆ 福岡県でご利用いただける手続

電 子 申 告		電 子 申 請 ・ 届 出
予定申告 確定申告 均等割申告	中間申告 修正申告 など	法人設立（設置）届 異動届 異動届（連結納税承認等） 申告書の提出期限の延長の処分等の届出・承認申請 申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出

## 手 続 の 流 れ



## お問い合わせ

- 一般社団法人地方税電子化協議会  
ホームページ <http://www.eltax.jp/>  
電話 0570-081459  
(全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。)  
上記番号でつながらない場合:03-5500-7010

## 国税電子申告・納税システム (e-TAX) について

所得税や法人税等の国税についても、インターネットを利用して申告や納税など様々な手続きができます。詳しくはe-TAXホームページをご覧ください。

- 福岡県 各県税事務所または税務課

## 地方消費税

地方消費税は、国の消費税と同様に、広く消費に負担を求めるもので、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため創設され、平成9年4月1日から施行されました。

### ●納める人

国内取引・・・商品やサービスの提供を行った事業者

輸入取引・・・輸入貨物を保税地域から引き取る人

「保税地域」とは、輸入手続きが済んでいない貨物を一時保管できる場所のことをいい、県内では門司港、博多港などにあります。

地方消費税は、消費税(国税)と同様に、国内での商品の販売、サービスの提供および輸入される貨物に対して課税されます。

### ●納める額

消費税額の63分の17です。これを消費税率に換算すると、

消費税額(国税)6.3%×税率63分の17＝地方消費税額1.7%となります。

平成26年4月1日から、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」により、地方消費税率が引き上げられました。

区分	適用開始日	現行	平成29年4月1日(※)
地方消費税率 (消費税率換算)		1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
参 考	消費税率	6.3%	7.8%
	合計	8%	10%

※経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率(国・地方)の引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率(国・地方)の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされていましたが、引上げ時期の変更に伴い、この措置は削除されました。

### ●申告と納税

国内取引(譲渡割)：商品の販売やサービスの提供を行った事業者(個人・法人)が、消費税とあわせて税務署に申告納付します。

輸入取引(貨物割)：輸入貨物を保税地域から引き取る人が、消費税とあわせて税関に申告納付します。

### ●都道府県間の清算

地方消費税は、商品の販売やサービスの提供などの取引が最終的に行われた都道府県の収入となるよう、都道府県間で清算します。

### ●市町村への交付

県は、地方消費税収入(清算後)の2分の1相当額を県内の市町村に交付することになっています。

